

令和4年度 第4回かすみがうら市地域公共交通会議

日時 令和5年2月2日(木)
午後2時00分から
場所 かすみがうら市役所
千代田庁舎2階 第1会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- 議案第4号 デマンド型乗合タクシー運行体系の一部変更について
- 議案第5号 令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
- 議案第6号 令和5年度地域公共交通運行計画(案)について
- 議案第7号 令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について
- 議案第8号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について
- 議案第9号 新高校生等向けお試し乗車券に関する運賃変更について

4 そ の 他

5 閉 会

配布資料一覧

- ・令和4年度第4回かすみがうら市地域公共交通会議 次第
- ・かすみがうら市地域公共交通会議構成員名簿
- ・議案第4号 デマンド型乗合タクシー運行体系の一部変更について
- ・議案第5号 令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
- ・議案第6号 令和5年度地域公共交通運行計画(案)について
- ・議案第7号 令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について
- ・議案第8号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について
- ・議案第9号 新高校生等向けお試し乗車券に関する運賃変更について

かすみがうら市地域公共交通会議構成員名簿

該当	No.	団体名	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長(会長)	宮嶋 謙
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	國下 裕司
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	仲野 俊二
	4	茨城県政策企画部交通政策課	交通政策課長	寺田 明弘
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	原 伸行
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	湯本 学
第3号	7	関鉄グリーンバス(株)	代表取締役社長	白鳥 賢
	8	関鉄観光バス(株)	本社営業センター長	大塚 英明
	9	(有)千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
	10	(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
	11	霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田 豊
	12	(有)まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
	13	(有)神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
第4号	14	(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
	15	(一社)茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
第5号	16	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透
第6号	17	関東鉄道(株)労働組合	書記長	中村 正之
第7号	18	かすみがうら市議会	議長	岡崎 勉
第7号	19	かすみがうら市区長会	会長	西尾 晴男
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	佐藤 俊治
	21	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	岡田 輝也
	22	かすみがうら市商工会	会長	川井 義久
	23	地域女性団体連絡会	会長	斉藤 二三子
第8号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	教授	谷口 綾子
第9号	25	土浦市	都市政策部長	船沢 一郎
	26	行方市	企画部長	幡谷 恭一
	27	かすみがうら市	市長公室長	横田 茂
	28	かすみがうら市	保健福祉部長	幕内 浩之
	29	かすみがうら市	都市建設部長	根本 和幸
	30	かすみがうら市	産業経済部長	松延 孝之
	31	かすみがうら市	教育部長	坂本 重男

議案第4号

デマンド型乗合タクシー運行体系の一部変更について

令和5年度より利用者増加及び利便性向上のため下記のとおり運行体系を一部変更して運行します。

1 運行体系一部変更の目的

市交通会議では、自家用車の運行が難しい高齢者等の移動手段としてデマンド型乗合タクシーを運行しています。

デマンド型乗合タクシーの令和3年度利用実績は4,440人で、令和2年度実績比84.5%と新型コロナウイルス感染症影響もある中ではありますが、利用者は減少しております。令和5年4月からの運行については、利用者増加及び利便性向上のため、下記のとおり運行体系を変更します。

2 変更概要

① 一部乗降箇所での地区越え運行の実施及び、地区外乗降箇所の追加

当市乗合タクシーは霞ヶ浦地区、千代田地区の2地区に分割し運行をしておりますが、利用者の利便性向上のため、現状の1時間1便を確保した上で、自宅から異なる地区の一部乗降箇所において乗り継ぎ不要で行き来することができるように地区を越えた運行を実施します。

【乗り継ぎ不要で行き来できる乗降箇所】

(千代田地区)

千代田庁舎、千代田ショッピングモール、神立病院

(霞ヶ浦地区)

あじさい館、霞ヶ浦庁舎、ウエルネスプラザ

【市外乗降箇所の追加】

ベイシア玉造店（霞ヶ浦地区からの乗り入れのみ）

※地区越え運行は全ての乗降箇所ではなく、指定乗降箇所のみで実施します。

※運賃は2乗車分とします。

※行き帰りとも自宅がある地区の事業者が担当します。

※1時間制の運行のため地域によっては地区を越えた運行ができない時間帯が一部生じます。

② 運行料金の値下げ

区分	現行	改正
一般	600 円	300 円
障害者、小学生、介添者	300 円	300 円
未就学児	無料	無料

※1 乗車 600 円（障害者・介添者・小学生：半額、未就学児：無料）から、1 乗車 300 円（未就学児：無料）に変更とする。

議案第5号

令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）について

月	実施事業
4月	<p>令和4年度決算監査</p> <p>《第1回交通会議》 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について ・ 令和4年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
6月	<p>《第2回交通会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業に係る計画）（案）について
12月	<p>《第3回交通会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦広域バス、千代田神立ライン及びデマンド型乗合タクシーの運行状況中間報告について ・ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（霞ヶ浦広域バス）
2月	<p>《第4回交通会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度地域公共交通運行計画（案）について ・ 令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算（案）について

議案第6号

令和5年度地域公共交通運行計画（案）について

1 霞ヶ浦広域バス

1 運行目的

平成24年6月から地域間交通を確保・維持する取り組みとして、玉造駅（行方市）からあじさい館、土浦協同病院を經由して土浦駅（土浦市）までを結ぶ霞ヶ浦広域バスを沿線3市で運行し、持続可能な交通体系の実現に寄与することを目的とする。

2 運行形態

- (1) 運行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（毎日）
- (2) 運行方法 定時定路線型
- (3) 路線等 別紙1のとおり
- (4) 運行本数 1日5往復（10便）
- (5) 運行時刻 別紙2のとおり
- (6) 運賃 別紙3のとおり
- (7) 運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社（石岡市行里川5-18）
- (8) バス車両等
 - ▷ 車両 ノンステップバス
(56人乗り28席)
 - ▷ 台数 1台



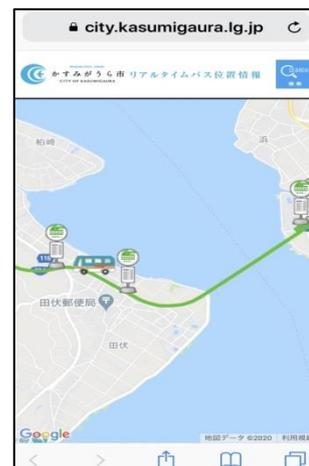
（霞ヶ浦広域バス運行車両）

3 運行補助

バスの運行に要する経費は、運賃収入と運行補助金で賄うものとし、当該補助金の額は、運行事業に要する経費の総額から運賃収入などを控除した額から、国庫補助金を控除し、路線距離に応じて沿線3市が分担する。

4 利用促進

- (1) 市ホームページ及び広報誌への掲載
- (2) 1か月1万円又は3か月3万円の特別割引定期券「スクールパス」を継続して販売
- (3) バス車内において、フリーWi-Fiサービスを継続して提供
- (4) スマートフォンなどから走行中のバスの現在位置を確認できるリアルタイムバス位置情報を継続して提供
- (5) 令和5年度新入学生に向けた、茨城県交通活性化会議によるお試し乗車券事業に協賛



(リアルタイムバス位置情報ページ画面)

2 千代田神立ライン

1 運行目的

J R神立駅を拠点として、千代田ショッピングモール周辺の市街地循環並びにJ R神立駅と土浦協同病院を結ぶ路線「千代田神立ライン」を土浦市とともに運行し、バスネットワークの強化を図り、持続可能な交通体系の実現に寄与することを目的とする。

2 運行形態

現在の令和4年4月1日より、より活用機会のある交通網として利用いただくため、商業施設が立ち並ぶ県道戸崎上稲吉線及び神立駅から千代田ショッピングモールへつながる神立停車場線を通過するようルートの一部変更した。

- (1) 運行期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- (2) 運行方法 定時定路線型
- (3) 路線等 別紙4のとおり
- (4) 運行本数 1日16便
- (5) 運行時刻 別紙5のとおり
- (6) 運賃 別紙6のとおり
- (7) 運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社（石岡市行里川5-18）
- (8) バス車両等
 - ▷ 車両 小型ノンステップバス
(31人乗り15席)
 - ▷ 台数 1台



(千代田神立ライン運行車両)

3 運行経費

バスの運行に要する経費は、運賃収入と運行補助金で賄うものとし、当該補助金の額は、運行事業に要する経費の総額から運賃収入などを控除した額を路線距離に応じて、かすみがうら市と土浦市が分担する。

4 利用促進

- (1) 市ホームページ及び広報誌への掲載
- (2) バス車内において、フリーWi-Fiサービスを継続して提供
- (3) スマートフォンなどから走行中のバスの現在位置を確認できるリアルタイムバス位置情報を継続して提供
- (4) 令和5年度新入学生に向けた、茨城県交通活性化会議によるお試し乗車券事業に協賛



(リアルタイムバス位置情報ページ画面)

3 デマンド型乗合タクシー

1 運行形態

(1) 運行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日（うち毎週月曜日から金曜日）

※ 土日祝日、8月13日から15日まで及び12月29日から1月3日までは運休

※ 予約のない便は運行しない

(2) 運行方法 道路運送法に基づく乗合事業による予約型の区域運行

(3) 利用対象者 かすみがうら市在住で事前に利用者登録のある者

(4) 運行区域等 JR常磐線を境界線に、千代田地区・霞ヶ浦地区の2区域で運行

※令和5年度の運行から乗り継ぎ不要で利用できる乗降箇所を設定

(千代田地区)

千代田庁舎、神立病院、千代田ショッピングモール

(霞ヶ浦地区)

霞ヶ浦庁舎、あじさい館、ウエルネスプラザ

(5) 運行便数 1日8便

(6) 運行時刻

1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

※ 霞ヶ浦地区の運行車両1台は、18時便を運行

(7) 運賃 1乗車 300円

※乗り継ぎの場合は、2乗車分の運賃

※乗り継ぎ不要乗降箇所においても地区を越えた場合は2乗車分の運賃

※未就学児は無料

(8) 運行事業者 市内タクシー運行事業者

(9) 運行車両等

- ▷ 車両 セダン車両
- ▷ 台数 千代田地区 1台
霞ヶ浦地区 2台



(デマント型乗合タクシー運行車両)

2 運行委託

市内タクシー運行事業者と市地域公共交通会議との間で、乗合タクシー運行事業委託契約を締結する。

議案第7号 令和5度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目		本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		53,235,600	54,719,060	▲ 1,483,460	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料		1,228,200	2,826,000	▲ 1,597,800	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子		200	200	0	
	3雑入	1雑入		5,100,000	5,003,000	97,000	フィーダー国庫補助金(グリーンバスへ入金)
計				59,564,000	62,548,260	▲ 2,984,260	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	摘要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	356,000	356,000	0	委員謝金
			食糧費	12,000	12,000	0	飲料(交通会議)
		2事務費	消耗品費	100,000	100,000	0	
			通信運搬費	214,000	298,000	▲ 84,000	会議通知、タクシー助成券発送等
			手数料	14,000	14,000	0	振込手数料、回数券払い戻し
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	2,180,000	2,100,000	80,000	オペレーター賃金
			旅費	24,000	24,000	0	
			印刷製本費	370,000	950,000	▲ 580,000	スクールバスPRチラシ・乗合タクシー回数券印刷等
			役務費	120,000	120,000	0	オペレーター電話料
			委託料	28,154,000	24,765,260	3,388,740	乗合タクシー運行事業委託・オンデマンドシステム管理業務委託、公共交通利用ガイド作成委託等
			負担金、補助金及び交付金	27,646,000	33,235,000	▲ 5,589,000	バス運行事業費補助金、タクシー利用料金助成費事業
			使用料及び賃借料	159,000	159,000	0	臨時職員管理システム賃借料
			償還金、利子及び割引料	15,000	15,000	0	
	物品購入費	0	200,000	▲ 200,000			
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	200,000	200,000	0	
計				59,564,000	62,548,260	▲ 2,984,260	

※歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1 改正の目的

- ・事務局の変更

令和 5 年度の市機構改革にあたり公共交通に関する事務が政策経営課から都市整備課に移管されるに伴い、地域公共交通会議事務局も同様に政策経営課から都市整備課に移管となります。

このことから、設置要綱並びに事務局規定を改正するものです。

2 改正の概要

- ・所管課に関する記載内容を変更

3 新旧対照表

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

新	旧
<p>第 2 条</p> <p>交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市大和田 5 6 2 番地かすみがうら市役所内に置く。</p>	<p>第 2 条</p> <p>交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田 4 6 1 番地かすみがうら市役所内に置く。</p>
<p>第 7 条 1～2 (略)</p> <p>3 かすみがうら市都市建設部長を職務代理者とする。</p>	<p>第 7 条 1～2 (略)</p> <p>3 かすみがうら市市長公室長を職務代理者とする。</p>
<p>第 10 条 1 (略)</p> <p>2 事務局は、かすみがうら市都市建設部都市整備課に置く</p>	<p>第 10 条 1 (略)</p> <p>2 事務局は、かすみがうら市市長公室政策経営課に置く</p>

<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から適用する。</p>	
-----------------------------------------	--

かすみがうら市地域公共交通会議事務局規定

新	旧
<p>第3条 1 (略)</p> <p>2 事務局長は、かすみがうら市都市建設部都市整備課長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、かすみがうら市都市建設部都市整備課の職員をもって充てる。</p>	<p>第3条 1 (略)</p> <p>2 事務局長は、かすみがうら市市長公室企画監をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、かすみがうら市市長公室政策経営課の職員をもって充てる。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から適用する。</p>	

議案第9号

新高校生等向けお試し乗車券に関する運賃変更について

令和5年度新高校生等向けに、茨城県公共交通活性化会議が実施する以下の事業について、霞ヶ浦広域バス及び千代田神立ラインを対象路線とするものです。

1 趣旨・目的

新たな「習慣」を身につける好機である中学・高校入学時に、公共交通利用のメリットや重要性を紹介するリーフレットの配布及び、県バス協会の協力により県内の路線バスが1乗車につき100円で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行うことで、新入生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図る。

2 バスお試し乗車券の内容

- (1) 対象者：茨城県内の高等学校、高等専門学校、特別支援学校（高等部）、中高一貫校への令和5年4月入学生
- (2) 有効期間：令和5年3月11日（土）～令和5年4月28日（金）※49日間
- (3) 使用方法：
 - ①リーフレットからバスお試し乗車券を切り離し、入学する高校等の名称を記入
 - ②降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転手に掲示後、整理券及び現金100円と一緒に運賃箱に投入（乗車券1枚につき、1乗車の利用が可能）
 - ③バスお試し乗車券は、下記バス会社運行路線バス（高速バス及び深夜バスを除く）及び事業に協賛いただけるコミュニティバスでア～ウに該当する場合のみ利用可
 - ア．茨城県内での乗降
 - イ．茨城県内で乗車し、茨城県外で降車
 - ウ．茨城県外で乗車し、茨城県内で降車

〈対象バス事業者〉

関東鉄道株、関鉄パープルバス株、関鉄グリーンバス株、関鉄観光バス株、茨城交通株、大和交通自動車株、朝日自動車株、茨城急行自動車株、ジェイアールバス関東株、株昭和観光自動車、椎名観光バス株、株池田交通及び一部コミュニティバス運行事業者